



Microsoft Office Live Meeting サービス利用に関する追加特別約款

重要—注意深くお読みください：契約者による Microsoft Office Live Meeting の諸サービス（以下、マイクロソフトの諸サービス）の利用は、本 Microsoft Office Live Meeting サービス利用に関する追加特別約款（以下、「マイクロソフト諸特約」という）を契約者が遵守し、同特約に拘束されることに契約者が同意されることを前提条件とします。

本マイクロソフト諸特約に同意されない場合は、マイクロソフトの諸サービスを利用にならないでください。契約者におかれましては、これらの特約を印刷あるいはダウンロードされ、また、時々、予告なく発生するマイクロソフト諸特約の変更の告知を適時に確認できるように、本ウェブサイト定期的に訪問していただきます。

マイクロソフトの諸サービスの利用をもって、契約者は、下記のマイクロソフト諸特約に合意するものとします。本マイクロソフト諸特約で定義されておらずプレミアムコンファレンシング株式会社（以下「当社」という）のサービス契約約款（以下「約款」という）で定義されている太字の用語は、本ウェブサイト上にある当社の約款と同じ意味を持つものとします。

1. サービス

- (a) マイクロソフト諸特約は、<http://jp.pgi.com/terms-of-service/>に記載の当社の約款に追加するものです。
- (b) 当社が他に規定しない限り、マイクロソフトの諸サービスは、ユーザサブスクリプションライセンスあるいはコミットミニッツに基づいて契約者に提供します。

2. ユーザサブスクリプションライセンス (USL)

- (a) **Microsoft Office Live Meeting** の会議はライセンスを持つユーザ一名につき同時に一会議のみ開催できます。（同時並行的に複数の会議はできません。）
- (b) **Microsoft Office Live Meeting** の会議をするには、都度、最低一名のユーザが **Microsoft Office Live Meeting** の会議日程を設定し、更に、
 - (i) **Microsoft Office Live Meeting** の会議に発表者として入ることにより同会議を主催し、また、
 - (ii) ユーザの主催者IDを使用して**Microsoft Office Live Meeting** の会議主催者として機能しなければなりません。
- (c) 有効なユーザのみが、**Microsoft Office Live Meeting** の会議日程を設定することができます。設定された **Microsoft Office Live Meeting** の会議には、各会議につき最大会議参加者数以下の人数が



Microsoft Office Live Meeting サービス利用に関する追加特別約款

参加できます。他のユーザと会議を合体するなどの方法で、**最大会議参加者数**を上回る人数に **Microsoft Office Live Meeting** の会議を拡大することはできません。

- (d) 一件の **USL** には一名のユーザのみを割り当てられます。一件の **USL** を、複数の個人間で共有することはできず、各個人用に **USL** を個別に購入する必要があります。**USL** は一人のユーザから他者に譲渡できません。
- (e) **契約者**には、上記の条件に沿った **USL** の使用を常に監視・維持する責任があり、**契約者**は、**契約者**による **USL** あるいは**マイクロソフトの諸サービス**の誤使用に起因して何らかの請求を提起されたり損害が発生したりした場合に、当社を免責します。
- (f) 特定の個人に指定された **USL** を他のユーザに譲渡することは、以下の場合を除きできません：
 - (i) **USL**ライセンス供与を受けた従業員の**契約者**における雇用の終了、あるいは、
 - (ii) それ以外で当社の明示的な合意がある場合。
- (g) **USL** は会議日程を設定し会議をホストすることができる個人へのライセンスです。**USL** のライセンス供与を受けたユーザは、指定された参加者数以内の会議を、無制限回数、開催できます。同時にホストできるのは一会議のみです。
- (h) **USL** は会議を開催する、あるいは会議に参加する、内部ユーザ一名につきライセンス必要です。
 - (i) 外部からの参加者は **USL** ライセンスを持つ必要はありません。
- (j) 会議参加者数が指定された数を上回ることはできません。**標準 USL** のライセンスを供与されている主催者が設定する会議では、最大 15 人、**プロフェッショナル USL** のライセンスを供与されている主催者が設定する会議では最大 1,250 人までです。**USL** 形式では超過分というものはありません。
- (k) **コンプライアンス監査**：四半期に一度、マイクロソフトは各再販社の **Microsoft Office Live Meeting** のユーザ層を監査し、新たなライセンス供与モデルのコンプライアンス維持を支援します。コンプライアンス違反となっている契約者についてはマイクロソフトでなく**当社**が対応します。**当社**が契約者にサービス条件違反を通知し、契約者とともに是正努力をします。

1. MICROSOFT OFFICE LIVE MEETING のマイクロサイト

- (a) **Microsoft Office Live Meeting** のマイクロサイトは特定の企業用の固有 URL を持つサイトです。例えば、<http://www.livemeeting.com/cc/PGitrialapac> などです。**Microsoft Office Live Meeting** のマイクロサイトには、当該の契約者用の会議のみが一覧表示されます。
- (b) **プロフェッショナル**のマイクロサイトもカスタム化しブランド化できます。追加的なカスタマイズには追加料金が発生し、同料金は別途見積りとなります。
- (c) **Microsoft Office Live Meeting** のマイクロサイトは **USL** とコミットミニッツで利用できます。一つのマイクロサイトでは一つのタイプの製品のみ使用できます。マイクロソフトは、**Microsoft**



Microsoft Office Live Meeting サービス利用に関する追加特別約款

Office Live Meeting の **USL** ライセンス供与に**標準**と**プロフェッショナル**の二つのレベルを設けています。**標準**と**プロフェッショナル**のライセンスは、単一の URL を特に申請しない限り、別々の URL 上で提供されます。**Microsoft Office Live Meeting** のマイクロサイトには、無制限のストレージが含まれます。収録は **WMV** 形式です。当社は収録内容の編集サービスは提供していません。収録内容の再生はストリーミング形式ででき、URL をクリックしてアクセスできます。会議の司会者は収録内容のコピーをコンピュータに保存でき、必要であれば配信できます。例えば、CD を作成することや、イントラネットのサイトにポストすることができます。これらは契約者が実行するアクションです。当社では CD 作成やその他の収録後サービスは提供していません。

2. コミットミニッツの課金条件

- (a) 最少利用レベルを確約する形で **Microsoft Office Live Meeting** の会議を発注すると、**契約者**には、**サービス提供契約書**（以下「**契約書**」という）の有効期限あるいは解約日の如何を問わず、最少コミットレベルの利用料金、あるいは 12 か月利用料金のいずれか高い方の支払義務が発生します。
- (b) 確約期間中の各月末時点で購入済み未使用の分数は、**契約者**へのクレジット供与あるいは返金なく、消滅します。
- (c) **契約者**の利用量が、特定のレベルの設定利用量を上回る場合、超過分数には同じ料率が適用され続けます。当社へ書面による通知をいただければ、**契約者**はいつでもコミットミニッツを増加でき、より安い分当たり料率の適用を受けられます。
- (d) 契約者にお支払いいただく超過料金は、後払いとなり、利用分数に基づいて月次に請求されます。

3. 雑則

3.1 プライバシー

- (a) **Microsoft Office Live Meeting**・サービスの提供に関わる**プライバシー方針**は <http://main.placeware.com/support/privacy.cfm> にあり（以下、**プライバシー方針**）、**契約者**は、ここに、同**プライバシー方針**を開いて読んでいただき、同方針が本諸特約の一部であり、ここに言及されることにより本諸特約の一部を構成することに合意します。
- (b) **契約者**は、**プライバシー方針**の諸条項の中で「お客様」と表記されているものは、**契約者**を指すという理解で、**プライバシー方針**の条項に合意します。
- (c) マイクロソフトはその**プライバシー方針**のサイトを、改訂後の条項をサイトにポストすることにより、いつでも改訂できます。
- (d) 改訂された条項はすべて、サイトにポストされた日から 10 日後に発効します。**契約者**は、そのように改訂された条項に拘束されることに合意します。



Microsoft Office Live Meeting サービス利用に関する追加特別約款

3.2 サービス条件

Microsoft Office Live Meeting サービス条件は、<http://office.microsoft.com/ja-jp/live-meeting-help/HA101875668.aspx> にあります。マイクロソフトの諸サービスを利用することにより、契約者は Microsoft Office Live Meeting サービス条件に合意します。

4. 記録と監査

- (a) 当社は、契約者に合理的な通知期間をもって書面で通知した場合に、契約者が上記要件に適合していることを確認するために、通常営業時間内に契約者の記録を監査する権利を保有します。
- (b) 契約者がマイクロソフトの諸サービスを誤使用しているという所見を得ない限り、当社は監査に係る合理的費用を負担します。誤使用とは以下の場合を含みます。契約者が：
 - (i) 許容される会議参加者数を上回った場合、
 - (ii) 複数の従業員の間でUSLのアカウントを共有した場合、
 - (iii) ホストに複数の会議を同時に開催させ、最大参加者数を超える人数を参加させている場合、
 - (iv) 従業員でない人にUSLのアカウントを提供している場合、あるいは、
 - (v) 従業員総数を虚偽申告した場合。

5. 契約期間・更新

- (a) すべての Microsoft Office Live Meeting のマイクロサイトは、12ヶ月契約が条件となります。
- (b) マイクロサイトの月額料金は、毎月同額の分割払いで、次月分として前払い請求いたします。
- (c) 契約者には、契約書の有効期限あるいは解約日にかかわらず、マイクロサイトの全期間料金の支払義務があります。
- (d) サービスは、開始日から開始し、その後12ヶ月間（以下、初期期間）継続し、その後、12ヶ月の更新となり（以下、更新期間）、更新回数に制限はありません。

6. 知的所有権

- (a) 当社かつまたはそのサプライヤ各社が、マイクロソフトの諸サービスの契約者、閲覧者、加入者により、あるいは彼らのために、作成、工夫、あるいは実践された何らかの提案、考案、意見、改良、勧告その他の情報に関する、すべての関連の知的所有権を含むすべての権利、所有権、権益の所有者となります。



Microsoft Office Live Meeting サービス利用に関する追加特別約款

- (b) 前項に関わらず、本マイクロソフト諸特約の条項のいずれも、**契約者**、当社あるいはそのサプライヤ各社が保有する**知的所有権**に関する権利や権益を発生させる、あるいは譲渡させるものではありません。

7. 保証に関する免責；賠償責任の制限

本文書の他の条項あるいは**当事者間**の他の合意に関わらず、

- (a) **マイクロソフトの諸サービス**は、「現状の」「現在可用な」状態を基本として提供し、市場投入可能性あるいは特定の目的への適合性の黙示的保証を含み同に限定されない明示的あるいは黙示的な何らかの説明、保証、誓約等は、ここに、法的に許可される最大限度まで、明確に否認します。
- (b) 当社が書面で合意した場合を除き、**マイクロソフトの諸サービス**の提供にはいかなるサービスレベルも適用されません。
- (c) 当社もそのサプライヤ各社も、間接的、付加的な、特殊な、あるいは懲罰的損害賠償に関し、あるいは、逸失データ、通信中断、逸失収入、逸失利益、逸失技術、権利の逸失に関し、あるいは代替サービスその他の代替手段または解決手段の購入費用に関し、その原因の如何を問わず、たとえ当社かつまたはそのサプライヤ各社が同損害の可能性について通告されていた場合でも、その賠償責任から免責されます。
- (d) いかなる事情でも、**マイクロソフトの諸サービス**の契約内か合法的か違法かを問わない提供あるいは不提供に起因、関連、あるいは何らかの形で関係する当社とそのサプライヤ全社合計の損害賠償総額は、**契約者**が賠償請求を最初に提起した時点から遡って一ヶ月間に**契約者**が当社に実際に支払った手数料額を超えることはありません。
- (e) **マイクロソフトの諸サービス**に関して契約者に損害賠償を負う当社の責任範囲は、**マイクロソフトの諸サービス**に関して当社のサプライヤ各社が当社に損害賠償を負う範囲と条件と同一の範囲と条件までに限定されます。

8. 定義

契約書に規定の条項に加え、本**特約**では、下記の用語を下記の意味で使用しています：

- (a) 「**ユーザ**」とは、**契約者**の社内の従業員で、**マイクロソフトの諸サービス**にアクセスする人です。**契約者**の社外からの出席者はライセンスを取得する必要がありません。



Microsoft Office Live Meeting サービス利用に関する追加特別約款

- (b) 「**最大会議参加者数**」は、**Microsoft Office Live Meeting** に参加できる最大人数（ホスト、参加者、発表者を含む）です。